

奨学金の返還を支援します!!

【奥出雲町UIターン等促進奨学金返還支援事業】

地域の担い手となる若者のUIターンを促進するため、奨学金の返還の一部を助成します。

補助要件	<p>次の(1)～(7)の要件を全て満たす方</p> <p>(1) 次の㊶㊷のいずれかに該当し、認定申請する年の4月1日現在で30歳未満の方</p> <p>㊶ 令和6年4月1日以降に奥出雲町に転入又は居住を移した方</p> <p>㊷ 令和5年4月1日以降に大学・高校等を卒業した方</p> <p>(2) 大学・高校等の在学中に奨学金を借り入れ、卒業後、遅滞なく返還している方(予定を含む。)</p> <p>(3) 交付の日から5年以上定住する意思のある方</p> <p>(4) 奨学金の返還に関する他の補助金等を受給していない方</p> <p>(5) 町内に住所を有し、現に居住している方</p> <p>(6) 町税等の滞納のない方</p> <p>(7) 正規雇用により就業し、継続して勤務している方(公務員を除く。) または独立して自ら事業を営む方(事業を開始している場合に限る。)</p> <p>※大学・高校等とは ・大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校専門課程 ・高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校高等課程(高等専修学校)及び特別支援学校高等部</p> <p>※正規雇用とは 雇用期間の定めのない契約に基づく雇用であり、かつ、就労時間が週20時間以上であること</p>
対象となる奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本学生支援機構の奨学金 ・地方公共団体独自の奨学金
補助金の額	<p>最大60万円(月賦月額の上限1万円、最大60ヶ月分)</p> <p>補助金の交付を受けようとする年度の前年度に返還した奨学金の額の3分の2以内とし、月額1万円を上限に5年間(60ヶ月)補助する</p>
受付場所	定住産業課(仁多庁舎)または税務課(横田庁舎)
受付期間	令和7年2月28日まで

申請・交付の流れ

補助金交付のイメージ【令和6年度中UIターンの場合】

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	R6年度中 UIターン	奨 学 金 返 還				
	認 認 交 交 定 定 付 付 申 決 申 支 請 定 請 払	交 交 付 付 申 決 請 定	交 交 付 付 申 決 請 定	交 交 付 付 申 決 請 定	交 交 付 付 申 決 請 定	交 交 付 付 申 決 請 定
	補 助 金 交 付 (60ヶ月分)					

※補助金の交付は、前年度の返還実績額に応じて行います。

※認定申請は1年目のみで、2年目以降は毎年度交付申請が必要です。

お問合せ先

奥出雲町定住産業課(TEL 0854-54-2524)